

令和8年度静岡大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針

2015年3月策定 2017年4月改定 2019年4月改定
2021年4月改定 2023年4月改定 2025年4月改定

【いじめの定義】

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

(1) 本校の基本方針

本校は、児童生徒が社会の中でいきいきと生活していく姿である。「生活を切り開く人」をめざし、保護者や地域とともに、一人一人の発達の可能性を最大限に伸ばす教育を実践するために「心身ともに健康で、積極的に社会に参画する人の育成をめざす」を学校教育目標としている。このため、児童生徒の心身の健全な成長や人格形成に大きな影響を与えるいじめについては、人権上の重大な問題ととらえ、児童生徒が安心して学校生活を送り、人とのかかわりの中で自分を磨き積極的に社会参加できる学校づくりに取り組んでいる。

そこで、本校では、2013年に制定された「いじめ防止対策推進法」を受け、静岡大学が制定した「静岡大学教育学部附属学校園におけるいじめ防止対策等に関する規則」（以下「いじめ防止規則」という。）（2018年11月役員会承認）及び「静岡大学教育学部附属学校園いじめ防止等のための基本方針と施策」（2019年3月7日版）を踏まえ、「静岡大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止等のための基本方針」を策定した。その後、静岡大学教育学部附属学校園いじめ防止等のための基本方針と施策」（2025年3月27日一部改正版）を受けて、本校の基本方針の改定を行った。

(2) いじめ防止に関する基本的考え方

1 未然防止のための環境づくり

ア 学校生活全般における配慮

- ・一人ひとりの児童生徒を大切にしたい分かりやすい授業を行い、達成感や充実感を感じることができるようにする。
- ・すべての教育活動において、児童生徒に命の大切さや思いやりの心を育み、互いに認め合うことができる人間関係をつくる。
- ・全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校作り・学級作りを行う。

イ 縦割り活動（ふれあい活動）の実施

- ・小、中、高と一緒に活動することにより、年齢が異なる人とより豊かな人間関係を築くことができるようにする。

ウ 連絡ノート等による保護者との連携

- ・連絡ノート等の活用により、担任と保護者が日頃から密に連絡を取り合い、信頼関係を築く。

エ カウンセリングやケース会等の実施

- ・本校職員や専門的な知識や資格を有する大学教授、スクールカウンセラーによる児童生徒及び保護者からの相談を受ける場を設定し、相談しやすい環境を作る。

2 いじめの早期発見

ア 日常的な児童生徒の行動観察を行う。

- ・①ささいな兆候、児童生徒からの訴えがあった場合、全ての得られた情報について、学年主任より学部及び学校内で情報共有、連携を図る。
- ・②その全てをいじめ問題対策委員会に報告・相談する。

イ 情報収集

- ・学校生活における満足度や悩みに関する生活アンケートを実施し、場合によっては、個別に情報収集する。(1回/年、本人・保護者より情報収集)
- ・毎日の学部内での打ち合わせや企画会(1回/週)で、児童生徒の情報を周知・共有する。
- ・家庭訪問や面談等において保護者からの相談を聞き取ることや欠席状況を常に把握する。
- ・保護者及び児童生徒に対する学校評価アンケートの中に人権に関する項目を設定する。
- ・いじめ、問題行動、不登校調査(6回/年)について、附属学校園統括室への報告する。

3 いじめへの対処

ア 事実確認と状況把握 併せていじめ問題対策委員会への報告

- ・いじめを確認した学級担任等は、迅速に教頭に報告し、教頭は、「いじめ問題対策委員会」の開催を要請する。
- ・いじめ問題対策委員会への報告内容は以下のような事項とし、教頭と学級担任等が中心となって詳細な事実確認を行う。
 - 状況や訴えの概要 ○日々目撃情報等の集約 ○連絡帳、保護者からの情報
 - 保健室での様子 ○インターネット、携帯電話でのやりとり

イ いじめを受けた児童生徒への支援と心のケア

- ・いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を整える。
- ・生徒指導主事、担任、養護教諭等を中心にカウンセリングを実施し、全職員で心のケアを図る。

ウ いじめを行った児童生徒への指導と心のケア

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- ・いじめを行った児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、附属学校園統括長や児童相談所、警察等と連携して対応する。

エ 両者の保護者への対応

- ・事実確認のための聴き取りにより判明した情報を適切に提供する。
- ・家庭訪問を実施し、正確な事実関係を両保護者に伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

オ 周りの児童生徒への指導と心のケア

- ・被害者児童生徒、加害者児童生徒やその保護者に確認を取り、事実を伝え、間違った情報を流すことがないように指導する。
- ・周りの児童生徒の実態に応じた聴き取りを行う。
- ・ケースによっては、いじめ防止対策委員の他に複数の教職員や心理、福祉の専門家、医師、警察等のサポートも視野に入れる。

カ 関係機関との連携

- ・静岡大学との連携
いじめが確認された場合には、附属学校園事務室に電話で第一報を入れ、速やかにいじめの事実について紙面にて報告し、連携して対応する。
- ・静岡県教育委員会や各市教育委員会、児童相談所、医療機関等と連携する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものについては、静岡大学と協議の上、所轄警察署に通報し、連携して対処する。
- ・重大事態への対応
大学の組織としての迅速な対応
重大事態が発生した場合、速やかに附属学校園事務室へ報告する。報告を受けた静岡大学は、「いじめ防止対策推進法」に定められている通り、文部科学省へ重大事態発生を報告する。必要に応じて静岡県教育委員会に緊急対応等の支援を依頼する。

(3) いじめ防止対策委員会について

校内組織は、静岡大学教育学部のいじめ等防止に係る組織と連携している。

1 いじめ防止対策委員会の構成

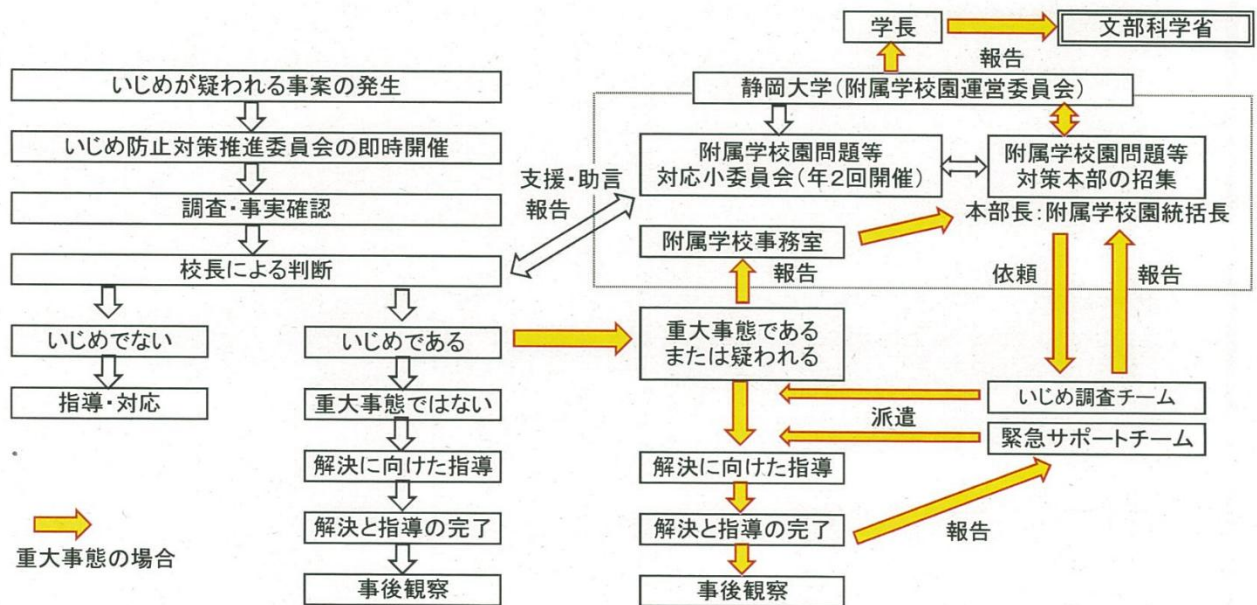
＜構成員＞ 校長 教頭 教務主任 学部主事 養護教諭
特別支援教育コーディネーター 特別支援部長 生徒指導主事

その他状況に応じて
学級担任 学年主任 部活動顧問 静岡大学 児童相談所 警察 を加える。

2 役割や機能

- ア いじめの相談・通報の窓口とする。
- イ いじめ防止の取組について計画策定を行い、全職員、保護者に周知及び確認をする。
- ウ 職員の専門性の向上のための研修を企画、運営する。

3 組織的対応



(4) 年間計画

| | いじめ防止対策委員会の取組 | 全職員での取組 |
|------|---|--|
| 前期 | <p>5月：本校のいじめ防止基本方針及び、いじめ未然防止への取組内容の確認</p> <p>7月：夏季休業前状況把握 (児童生徒、保護者へ生活アンケート実施)</p> | <p>5月：①職員会議で本校のいじめ防止基本方針、方策について周知徹底 ②リーフレットの活用 ③個別面談</p> <p>7月：実態把握、共通理解→対応</p> |
| 夏期休業 | <p>※必要に応じて臨時いじめ問題対策委員会を開催する。</p> | <p>8月：人権に関する研修</p> |
| 後期 | <p>10月：前期の状況把握</p> <p>12月：学校評価実施 (人権やいじめに関する項目)</p> <p>2月：評価、基本方針の見直し</p> <p>※必要に応じて臨時いじめ問題対策委員会を開催する</p> | <p>9月：夏季休業中の児童生徒の様子を共通理解 (学部会、職員会議)</p> <p>9～10月：個別面談</p> <p>1月：冬季休業中の児童生徒の様子を共通理解 (学部会、職員会議)</p> <p>3月：個別面談</p> |

※いじめ、問題行動、不登校調査(6回/年)実施し、附属学校園統括室へ報告